

# 福祉サービス第三者評価調査者名簿登録要領

## (目 的)

第1条 この要領は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第2条に規定する評価基準中、別記1の（4）の「推進委員会が公表する名簿」（以下「評価調査者名簿」という。）への登録要領を定めることを目的とする。

## (評価調査者の定義)

第2条 評価調査者とは、評価を行うに必要な資格や経験が有り、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）が実施する評価調査者養成研修を修了した者で、かつ推進委員会が公表する名簿に登録されている者であること。

## (評価調査者名簿の定義)

第3条 推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了した者の番号、氏名及び所属評価機関の名称等の項目（様式第12号参照）による内容を記載した一覧表を作成し、その一覧表を評価調査者名簿とする。

## (名簿への登録及び登録料)

第4条 推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了し、評価調査者養成研修修了者証を付与された者が、福祉サービス第三者評価調査者名簿登録申請書（様式第12号）により評価調査者名簿に登録するものとする。

2 評価調査者名簿登録に必要な費用として、下記の登録料を、推進委員会が指定する口座に振り込むものとする。

登録料 1人につき 5,250 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 評価調査者名簿登録申請に際し、登録料を振り込んだ際に受領する領収書の写し（コピー）を添付して登録申請を行うこと。

## (登録証明証の発行)

第5条 推進委員会は、評価調査者養成研修修了者が名簿の登録をした場合、名簿登録証明証（別記）を発行するものとする。

## (登録の期限)

第6条 評価調査者養成研修修了者証の発行日（以下「修了日」という。）から1年以内に評価調査者名簿登録申請をするものとする。

2 1年以内に登録されない場合には、当該修了者証の効力を無効とする。

## (公 表)

第7条 推進委員会は、評価調査者名簿のうち福祉サービス第三者評価事業にとって必要な項目を抽出し、評価調査者の了承のもとに、名簿を推進委員会のホームページへの掲載及び推進委員会の事務局で閲覧することで公表する。

(登録内容の変更)

第8条 推進委員会が公表する評価調査者名簿の登録項目の中で、当該評価調査者から登録内容の変更(様式第13号)の申出があったとき、推進委員会は福祉サービス第三者評価事業の推進に支障がないと判断した場合、評価調査員の申出のとおり変更するものとする。

(所属評価機関の表示)

第9条 評価調査者名簿に所属評価機関の欄を設け、当該評価調査者が所属している「所属評価機関」を表示する。

2 所属評価機関がない場合には、「所属評価機関なし」と表示する。

3 評価機関は、評価調査者と契約した場合は、速やかに推進委員会に通知するものとする。推進委員会は、契約の通知を受領したときには、所属評価機関欄に「所属評価機関名」を表示する。

(名簿からの削除)

第10条 次の各号にいずれか1つに該当する場合、推進委員会は当該評価調査者を評価調査者名簿から削除する。

(1) 認証要綱第13条第1項(2)に規定する「不正な行為」と同等の行為を行ったと判断された者

(2) 必要な継続研修を修了日から2年以上受講していない者

(3) 評価調査者が評価調査者名簿からの抹消を申請した場合

(名簿への再登録)

第11条 一度評価者調査名簿から抹消された者で再度評価調査者名簿への登録を希望する場合は、評価調査者養成研修を再受講するものとする。

(再登録の制限)

第12条 認証要綱第13条第1項(2)に規定する「不正な行為」と同等の行為を行なったと判断され抹消となった者は、その抹消の日から推進委員会で定められた期間経過しなければ、再受講、再登録できないものとする。

(個人情報の保護)

第13条 推進委員会は、福祉サービス第三者評価事業の目的を達成すること以外、本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

2 個人情報保護については、社会福祉法人青森県社会福祉協議会個人情報保護規程によるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、評価調査者名簿登録に関して必要な事項は、推進委員会委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月18日から施行する。

(別記)

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会  
評価調査者名簿登録証明書

下記の者は、青森県福祉サービス第三者評価推進委員会が公表する評価調査者名簿に登録したことを証する。

登録番号	平成	年度 No :
修了者証番号	平成	年度 No :
氏 名		
住 所		

平成 年 月 日

青森県福祉サービス第三者評価推進委員会

委 員 長 大 和 田 猛 ㊞